

## 各 位

日頃より、労働安全衛生に係る対策の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「挟まれ・巻き込まれ」災害は重篤度が高く、今年（平成 29 年 11 月 7 日現在）の死亡災害発生状況（全国値）をみても「墜落・転落」198 人、「交通事故」138 人に次いで 114 人（前年に比べ 2 割以上の増加）と多くの方が被災（死亡）されており、徳山労働基準監督署管内においても、休業 4 日以上災害が多数発生しているところです。

こうしたことから、9 月・10 月に、動力機械を用いた作業のほかクレーン等荷役作業中における「挟まれ・巻き込まれ」災害の防止に向けた危険箇所の一斉点検をお願いしましたところ、多くの事業場で実施していただきました。

その結果を下記のとおり取りまとめましたので参考にしていただくとともに、引き続き、必要な措置を継続していただき、同種災害の発生防止に繋げていただくようお願いいたします。

平成 29 年 12 月

徳山労働基準監督署  
山口県労働基準協会徳山支部

### 挟まれ・巻き込まれ災害防止に係る自主点検の集計結果

製造業、建設業、運送業等 200 社以上に点検の取組を呼びかけたところ、**136 社から 240 枚**の点検結果が寄せられました。日頃から「挟まれ・巻き込まれ」防止を主眼とした「洗い出し→対策」を繰り返し取り組む事業場ではその状況を報告していただいているものもありますが、うち **112 枚（58 社）の点検票**において「**対策が必要な箇所があった**」との結果でした。

この **112 枚**の内訳を整理してみますと、危険箇所があったとされる箇所（作業）は、

- ・機械のローラーやベルト部分、ストローク端などの箇所 …… **87 枚（49 社）**
- ・機械や加工物等の異常発生時の対処や、危険箇所に係る清掃、給油、点検等の際に、危険を停止せずに行っている作業 …… **33 枚（14 社）**
- ・不安定なもの（クレーンのつり荷等）を取り扱うなどの際 …… **50 枚（32 社）**

で、計上していただいた「**何らかの対策が必要な箇所（作業）**」は合計 **3,350 箇所**になります。

これらの箇所（作業）に対する措置状況をみますと、

- ① 覆い、囲いなどの防護措置を要す箇所 **3,064 箇所**に対して、**措置済み 1,905 箇所**
- ② 注意表示の掲示を要す箇所 **2,401 箇所**に対して、**措置済み 1,921 箇所**
- ③ 作業従事者への直接の注意指示を要す箇所 **1,719 箇所**に対して、**措置済み 1,718 箇所**

ですが、「カバーを 11 月末までに修理する」と記載していただいた点検票のように、当面の③や②の措置に続いて①の措置を進めていくなど、把握した危険箇所（作業）には今後も対策の継続が期待されます。

また、①から③以外の対策としては、

- ・つり荷と周囲の距離を確保するようホイスの設置位置を変更
- ・回転体に触れないよう専用治具の製作・使用
- ・起動装置（スイッチ）へのカバーの取付け
- ・異常時に作動する安全装置の動作確認の実施
- ・作業指示（依頼）書への対策の記載
- ・挟まれないことをテスト確認
- ・作業マニュアル（作業時の機器の停止等）の改訂
- ・非常停止スイッチの設置
- ・社内会議における本点検実施の趣旨と自主点検結果の説明
- ・不備が認められた機械の使用禁止の措置
- ・光線式センサー等安全装置の取付け

なども行われていました。

なお、今回、注意表示ステッカー用にオリジナルイラストを紹介させていただきましたが、市販のシールを購入したとある一方、「既に貼ってあるシールが見にくくなっていたためこのイラストで貼り直した」、「イラストを加工して貼り付けた」、「活用したく、現在手配中」など、今回の独自イラストも活用していただいているようです。



オリジナルイラスト

## 挟まれ・巻き込まれ災害防止に係る自主点検に係る集計結果

報告をいただいた 136 社（点検票 240 枚）を集計

### 1 危険箇所の洗い出し

	あった	なかった
① 機械のローラーやベルト部分、ストローク端などによる「挟まれ・巻き込まれ」災害のおそれのある箇所はありましたか。	87 枚（49 社）	153 枚
② 機械や加工物等の異常発生時の対処や、危険箇所に係る清掃、給油、点検等の際に、機械を停止せずに行っている作業はありましたか。	33 枚（14 社）	207 枚
③ 不安定な物（クレーンのつり荷等）を取扱うなどのため、身体を挟まれるおそれのある箇所はありましたか。	50 枚（32 社）	190 枚
上記①から③により、何らかの対策が必要な箇所（作業）は、何箇所でしたか。	3,350 箇所	

### 2 対策が必要な箇所（作業）に係る措置について

必要な措置	措置を要す箇所
① 覆い、囲い等の防護措置	3,064 箇所（うち措置済 1,905 箇所）
② 注意表示の掲示	2,401 箇所（うち措置済 1,921 箇所）
③ 作業従事者への直接の注意指示	1,719 箇所（うち措置済 1,718 箇所）
その他の対策	136 箇所（うち措置済 76 箇所） 対策の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ つり荷と周囲の距離を確保するようホイストの設置位置を変更</li> <li>・ 回転体に触れないよう専用治具の製作・使用</li> <li>・ 起動装置（スイッチ）へのカバーの取付け</li> <li>・ 異常時に作動する安全装置の動作確認の実施</li> <li>・ 作業指示（依頼）書への対策の記載</li> <li>・ 挟まれないことをテスト確認</li> <li>・ 作業マニュアル（作業時の機器の停止等）の改訂</li> <li>・ 非常停止スイッチの設置</li> <li>・ 社内会議における本点検実施の趣旨と自主点検結果の説明</li> <li>・ 不備が認められた機械の使用禁止の措置</li> <li>・ 光線式センサー等安全装置の取付け</li> </ul> ほか

### 3 労働安全衛生活動に係る独自の取組

（ご紹介できるよう取りまとめ中につき、今しばらくお待ちください。）